

# 令和4年10月1日から

## 初診・再診時選定療養費を改定いたします

特定機能病院は、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収することが義務付けられています。

令和4年度診療報酬改定に伴い、他の医療機関からの紹介状なしで当院を受診された患者及び、他の医療機関へ紹介したにも関わらず、当院を受診された患者に対して徴収する金額が見直されました。

このことにより、当院の初診時選定療養費及び再診時選定療養費を下記のとおり改定いたします。

(※表示料金は全て税込料金)

### 初診時選定療養費

(※令和4年9月30日まで 11,000円)

- 初診時に他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)を持たずに受診された場合

通常の診療費とは別に**13,200円**をお支払い頂きます。

※医科と歯科を別で受診した場合、それぞれでお支払い頂きます。

※同日の医科2科目も初診で受診の場合、**12,584円**をお支払い頂きます。

### 再診時選定療養費

(※令和4年9月30日まで 2,750円)

- 他の医療機関へ紹介したにも関わらず、当院を受診された場合  
(※紹介された診療科とは別の診療科を受診した場合も含む)

通常の診療費とは別に**3,300円**をお支払い頂きます。

※医科と歯科を別で受診した場合、それぞれでお支払い頂きます。

※同日の医科2科目も再診で受診の場合、**3,157円**をお支払い頂きます。